

医療費未収金管理回収について

当院では、平成31年4月1日より、一定期間を経過してもお支払いのない医療費等について、適切にお支払いいただいている方との負担の公平性を確保するため及び病院経営の健全化を図ることを目的として、医療費の未収金管理回収業務の一部を弁護士事務所に委託することとしましたのでお知らせいたします。

委託した債権については、弁護士事務所が窓口となり、お支払いについてご連絡させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 委託先

- (1)【名称】 弁護士法人 舘野法律事務所
- (2)【所在地】 東京都渋谷区渋谷 2-16-8 南雲ビル2階・4階
- (3)【代表者】 弁護士 舘野 完

2 委託開始日

平成31年4月1日